

昭和二十四年運輸省令第二十七号

通訳案内士法施行規則
通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）に基き通訳案内業法施行規則を次のように定める。

（受験手続）

第一条 全国通訳案内士試験を受けようとする者は、受験願書を観光庁長官に提出しなければならない。

法律第二百十号。以下「法」という。）第十一
条第一項の規定により独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）が同項の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」といふ。）を行う場合には、当該受験願書を機構に提出しなければならない。

法第七条の規定により試験の免除を受けようとする者は、前項の受験願書にその旨を記載し、同条に規定する者に該当することを証する書面を添付しなければならない。

（試験の公示）

第二条 全国通訳案内士試験を行う外国语の種類、期日、場所その他試験の施行に関必要な事項は、観光庁長官があらかじめ官報で公示する。

（試験の免除）

第三条 法第七条第三号に規定する国土交通省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目についての筆記試験を免除する。

（筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者） 次回の全国通訳案内士試験の当該科目

二 総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者 日本地理

三 筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者と同等以上の知識又は能力を有する者として観光庁長官が定める者 当該科目

（合格証書の授与等）

第四条 観光庁長官（機構が試験事務を行う場合においては、機構。次項において同じ。）は、全国通訳案内士試験に合格した者に対し別記第一号様式による合格証書を、筆記試験に合格した者に対し別記第二号様式による筆記試験合格証書を、それぞれ授与する。

観光庁長官は、筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者に対し、当該科目を文書で通知する。

（合格者の公示）

第五条 観光庁長官は、全国通訳案内士試験に合格した者の氏名を官報で公示する。

（受験手数料）

第六条 法第十条第一項の国土交通省令で定める額は、一万四千八百五十円とする。

前項の受験手数料は、第一条第一項の受験願書に収入印紙を貼つて納めなければならない。

法第十二条第三項の規定により第一項の受験願書に手数料を機構に納付する場合には、前項の規定にかかるわらず、法第十二条第一項の試験事務規程で定めるところによる。

（試験事務規程の記載事項）

第七条 法第十二条第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 試験の実施の方法に関する事項

二 受験手数料の収納の方法に関する事項

三 合格証書の授与及び再交付に関する事項

四 試験事務に関する知り得た秘密の保持に関する事項

（試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項）

五 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、試験事務の実施に関する必要な事項

（試験事務規程の変更の認可の申請）

第八条 機構は、法第十二条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

（試験委員の要件）

第九条 法第十三条第二項の国土交通省令で定める要件は、法第六条第二項各号に掲げる科目的うちその担当する試験の科目について専門的な知識又は学識経験を有する者であることをとする。

（試験委員の選任等の届出）

第十条 機構は、法第十三条第一項の試験委員を選任したときは、その日から十五日以内に、当該試験委員の氏名及び略歴並びに当該試験委員の担当する試験の科目を観光庁長官に届け出なければならない。

機構は、前項の規定により届け出た試験委員に変更があつたときは、その日から十五日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

（登録の申請）

第十二条 法第十五条第一項の規定により合格を無効とされた者は、第四条第一項の合格証書を直ちに観光庁長官に返納しなければならない。

法第十五条第三項の規定により合格を無効とされた者は、第四条第一項の合格証書を直ちに機構に返納しなければならない。

（非居住者の代理人）

第十三条 本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、全国通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であつて、全国通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。

（試験委員の選任等の届出）

第十四条 機構は、法第十八条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登録番号及び登録年月日

二 合格した外国语の種類

三 非居住者があつては、その代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（全国通訳案内士登録簿の様式）

第十五条 法第十八条の全国通訳案内士登録簿は、別記第三号様式による。

（不正受験者の処分の届出）

第十六条 機構は、法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記第四号様式による全国通訳案内士登録申請書を、その住所地（非居住者にあつては、その代理人の住所地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 不正な手段により試験に合格しようとした者の氏名、本籍、住所及び生年月日

二 不正行為のあつた試験の年月日、科目及び場所

三 不正行為の内容

四 第一号に規定する者の処分を行つた年月日及びその内容

（合格証書の返納）

第十二条 法第十五条第一項の規定により合格を無効とされた者は、第四条第一項の合格証書を直ちに観光庁長官に返納しなければならない。

法第十五条第三項の規定により合格を無効とされた者は、第四条第一項の合格証書を直ちに機構に返納しなければならない。

（非居住者の代理人）

第十三条 本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、全国通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であつて、全国通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を付与したことにより登録の申請をしようとする者又はその代理人を証する書面及び当該代理人が法人である場合にあつては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

都道府県知事は、法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者又はその代理人に係る都道府県知事保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第四項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名、生年月日及び住所を証明する書類を提出させることができる。

（登録の申請）

第十六条 法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記第四号様式による全国通訳案内士登録申請書を、その住所地（非居住者にあつては、その代理人の住所地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 健康診断書

二 合格証書の写し

三 法第四条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 写真（最近六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのものであつて、台紙を付けないものをいう。第十九条第一項及び第二十条第一項において同じ。）二枚

五 非居住者にあつては、その代理人に全国通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を付与したことにより登録の申請をしようとする者又はその代理人を証する書面及び当該代理人が法人である場合にあつては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

都道府県知事は、法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者又はその代理人に係る都道府県知事保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第四項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名、生年月日及び住所を証明する書類を提出させることができる。

葉

（登録事項）

第十七条 法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内士

の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする。

第十八条 法第二十二条の全国通訳案内士登録証（以下「登録証」という。）は、別記第五号様式による。

第十九条 全国通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、別記第六号様式による登録事項変更届出書に登録証、当該変更が行われたことを証する書面及び写真二葉を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

第二十条 前項の場合において、住所地（非居住者については、その代理人の住所地）に変更があるときは、新住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。（登録証の再交付の申請等）

第二十一条 全国通訳案内士は、法第二十四条の規定により登録証の再交付の申請をしようとするときは、別記第七号様式による登録証再交付申請書に、亡失した場合にあつては合格証書の写し及び写真二葉を、著しく損じた場合にあつては当該登録証、合格証書の写し及び写真二葉を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第二十二条 全国通訳案内士は、前項の申請をした後、亡失した登録証を発見したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に返納しなければならない。（業務の廃止等の届出）

第二十三条 全国通訳案内士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該全国通訳案内士又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（登録の取消しの通知等）

第二十四条 都道府県知事は、法第二十五条の規定により全国通訳案内士の登録を取り消し、又は全国通訳案内士の名称の使用の停止を命じた

ときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は名称の使用の停止の処分を受けた者に通知しなければならない。

第二十五条 法第二十九条第三項の証明書は、別記第八号様式による。（法第三十条第一項の国土交通省令で定める期間は、五年とする。）（登録の申請）

第二十六条 法第三十五条（法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定により法第三十条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、観光庁長官に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が研修業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が研修業務を開始する日

四 研修の方法が、それぞれ観光庁長官が告示で定める基準に適合するものであること。

五 登録研修講師は通訳案内研修の内容に関する受講者の質問に對し、通訳案内研修中に適切に応答すること。

六 観光庁長官が告示で定めるところにより通訳案内研修の修了試験（以下「修了試験」という。）を行い、当該試験に合格した者に対する、通訳案内研修の修了証明書（以下「修了証明書」という。）を交付すること。

七 通訳案内研修を実施する日時、場所その他通訳案内研修の実施に関し必要な事項及び当該研修が通訳案内研修である旨を公示すること。

（登録事項の変更の届出）

第二十七条 法第三十七条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

五 登録を受けようとする者が法第三十六条各号のいずれにも該当しないことを証する書類（登録簿の登録の訂正等）

六 通訳案内士の名称の使用を停止した旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

第二十八条 法第三十九条の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 研修業務を行う事務所の名称

二 研修業務の開始日

（研修業務の実施基準）

第二十九条 法第四十一条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

五 通訳案内研修の内容及び時間に関する事項

六 通訳案内研修に関する料金及びその収納の方法に関する事項

七 通訳案内研修の内容及び時間に関する事項

八 登録研修教材に関する事項

九 修了試験の実施方法

十 修了証明書の交付及び再交付に関する事項

十一 研修業務に関する秘密の保持に関する事項

十二 研修業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

十三 不正な受講者の処分に関する事項

十四 その他研修業務に関する必要な事項（研修業務の休廃止の届出）

第三十条 法第四十二条の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 休止又は廃止しようとする研修業務の範囲

二 研修業務を休止又は廃止しようとする日

三 研修業務を休止しようとする期間

四 研修業務を休止又は廃止しようとする理由（財務諸表等の閲覧の方法）

五 通訳案内研修の修了試験（以下「修了試験」という。）を行ふ、当該試験に合格した者に対する、通訳案内研修の修了証明書（以下「修了証明書」という。）を交付すること。

六 通訳案内研修を実施する日時、場所その他通訳案内研修の実施に関し必要な事項及び当該研修が通訳案内研修である旨を公示すること。

（登録事項の変更の届出）

第三十一条 登録研修機関は、法第四十二条の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信

2 法第二十三条第一項の規定により法第二十五条各号のいずれにも該当しないことを証する書類（登録簿の登録の訂正等）

第三十二条 法第四十三条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面上に表示する方法とする。

第三十三条 法第四十三条第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち、登録研修機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の

ときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は名称の使用の停止の処分を受けた者に通知しなければならない。

第三十四条 法第二十三条第一項の規定により法第二十五条各号のいずれにも該当しないことを証する書類（登録簿の登録の訂正等）

第三十五条 法第四十一条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 研修業務を行う時間及び休日に関する事項

二 研修業務を行う事務所に関する事項

三 通訳案内研修の日程及び公示方法に関する事項

四 通訳案内研修の受講の申請に関する事項

五 通訳案内研修の内容及び時間に関する事項

六 通訳案内研修に関する料金及びその収納の方法に関する事項

七 通訳案内研修の内容及び時間に関する事項

八 登録研修教材に関する事項

九 修了試験の実施方法

十 修了証明書の交付及び再交付に関する事項

十一 研修業務に関する秘密の保持に関する事項

十二 研修業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

十三 不正な受講者の処分に関する事項

十四 その他研修業務に関する必要な事項（研修業務の休廃止の届出）

第三十六条 登録研修機関は、法第四十二条の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の

ときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は名称の使用の停止の処分を受けた者に通知しなければならない。

第三十七条 法第四十三条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面上に表示する方法とする。

第三十八条 法第四十三条第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち、登録研修機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の

ときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は名称の使用の停止の処分を受けた者に通知しなければならない。

第三十九条 登録研修機関は、法第四十条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

二 役員の氏名及び経歴を記載した書類

三 登録を受けようとする者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類

一 変更しようとする事項

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類

一 変更しようとする事項

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。 （経過措置）
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関する省令の施行前には、なお従前の例による。
附 則 （平成六年九月三〇日運輸省令第 四六号）抄 (施行期日)
第一条 この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。 (聴聞に関する規定の整備に伴う経過措置)
第三条 この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益处分に係るものと除く。）又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。

2 この省令に係る手数料に関する規定は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により施行する。
附 則 （平成九年三月二一日運輸省令第一五号） (施行期日)
第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。 (経過措置)
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関する省令は、なお従前の例による。
附 則 （平成九年六月一八日運輸省令第三八号） (施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の通訳案内業法施行規則第三条第二項の規定は、この省令の施行前に実施の公示がされた通訳案内業法第三条の試験の施行については、適用しない。 （経過措置）
附 則 （平成九年一二月一五日運輸省令第五七号）抄 (施行期日)
第一条 この省令は、平成十年一月一日から施行する。
附 則 （平成一二年三月一二日運輸省令第九号） (施行期日)
1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。 （経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関する省令は、なお従前の例による。
附 則 （平成一二年三月一二日運輸省令第九号） (施行期日)
1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 （平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号） (施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一六年五月一六日国土交通省令第六六号） (施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一六年三月二六日国土交通省令第二十号） (施行期日)
1 この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

2 新規則第二十条第一項の規定は、前項の通訳案内士登録証の引換交付について準用する。この場合において、新規則第二十条第一項中、「死亡した場合にあつては合格証書の写し及び写真二葉を、著しく損じた場合にあつては当該登録証、合格証書の写し及び写真二葉」とあるのは、「免許証及び写真二葉」と、新規則別記第七式による証票、第十二条の規定による改正後の

号様式中「通訳案内士法第24条」とあるのは、「通訳案内業法施行規則の一部を改正する省令（平成一八年国土交通省令第10号）附則第3条第1項」と読み替えるものとする。

附 則（平成二〇年四月二十五日国土交通省令第三三号）
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年四月二十五日国土交通省令第三三号）
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

国際観光ホテル整備法施行規則第三号様式による証明書並びに第十八条の規定による改正後の観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則別記第一号様式による標識とみなす。

附 則 (平成二十六年五月一六日国土交通省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年一二月九日国土交通省令第八二号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年一二月九日国土交通省令第八二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月四日国土交通省令第一号)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月四日国土交通省令第一号)

前回の通訳案内士法施行規則第三号第一号及び第三号の規定は、なお効力を有する。

附 則 (平成三一年四月一〇日国土交通省令第三三号)

この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和二年五月二十七日）から施行する。

附 則 (令和六年五月二七日国土交通省令第六二号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

附 則 (令和六年六月三日国土交通省令第六四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年六月三日国土交通省令第一号様式)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年二月二八日国土交通省令第七号)

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和四年二月二八日国土交通省令第五三号)

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和四年二月二八日国土交通省令第七号)

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和四年二月二八日国土交通省令第七号)

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和四年二月二八日国土交通省令第七号)

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和五年一二月二十八日国土交通省令第一号)

(施行期日) この省令は、令和五年一二月二十八日から施行する。

第二号様式（第四条第一項関係）



別記 第一号様式（第四条第一項関係）

この省令は、公布の日から施行する。

別記 第二号様式（第四条第一項関係）

この省令は、公布の日から施行する。

別記 第三号様式（第四条第一項関係）

この省令は、公布の日から施行する。

別記 第四号様式（第四条第一項関係）

この省令は、公布の日から施行する。

別記 第五号様式（第四条第一項関係）

この省令は、公布の日から施行する。

別記 第六号様式（第四条第一項関係）

この省令は、公布の日から施行する。

別記 第七号様式（第四条第一項関係）

この省令は、公布の日から施行する。

別記 第八号様式（第四条第一項関係）

この省令は、公布の日から施行する。

別記 第九号様式（第四条第一項関係）

この省令は、公布の日から施行する。

別記 第十号様式（第四条第一項関係）

この省令は、公布の日から施行する。

別記 第十一号様式（第四条第一項関係）

この省令は、公布の日から施行する。

第七号様式（第二十一条第一項関係）

登記局長官交付印押	
登記番号 登記年月日 (アリガト) 年 月 日	
氏名 (アリガト) 年 月 日	
電話 ()	
合意した外國の機関 代理人の名又は外務省の行司若びに 送達にあつて用ひる他の代理者の名 (アリガト) 年 月 日	
電報 ()	
通訳者内士佐野田の規定に基づき、下記登記局により登記局の再交付を 申請します。	
登記 年 月 日	
氏名 (日本語通訳 A列4番)	

第八号様式（第二十四条関係）

(署名)	
年 月 日	
西尾 勝 年 月 日	
外國人登記 年 月 日	
セントメートル	
(捺印)	
通訳者内士佐野田の規定による登記 年 月 日まで有効	
外國人登記 年 月 日	
セントメートル	

第九号様式（第三十六条関係）

登記局長官交付印押	
登記番号 登記年月日 (アリガト) 年 月 日	
氏名 (アリガト) 年 月 日	
電話 ()	
合意した外國の機関 代理人の名又は外務省の行司若びに 送達にあつて用ひる他の代理者の名 (アリガト) 年 月 日	
電報 ()	
通訳者内士佐野田の規定に基づき、下記登記局により登記局の再交付を 申請します。	
登記 年 月 日	
氏名 (日本語通訳 A列4番)	

第十号様式（第三十六条関係）

登記局長官交付印押	
登記番号 登記年月日 (アリガト) 年 月 日	
氏名 (アリガト) 年 月 日	
電話 ()	
合意した外國の機関 代理人の名又は外務省の行司若びに 送達にあつて用ひる他の代理者の名 (アリガト) 年 月 日	
電報 ()	
通訳者内士佐野田の規定に基づき、下記登記局により登記局の再交付を 申請します。	
登記 年 月 日	
氏名 (日本語通訳 A列4番)	

第一号様式（第三十六条関係）

(表記)	
氏名	姓氏、名前、姓氏、名前
性別	男
年齢	年齢
誕生日	年月日
登録番号	登録番号
登録料	登録料
登録料支拂料	登録料支拂料
登録料支拂料	登録料支拂料
K.センチメートル	

(注) 表記欄の左側には、決算五十箇条第三項を踏まえた住所又は連絡係の長が定める名称を記載すること。

性別	性別
年齢	年齢
登録番号	登録番号
登録料	登録料
登録料支拂料	登録料支拂料
K.センチメートル	

第二号様式（第三十六条関係）

(表記)	
性別	性別
年齢	年齢
登録番号	登録番号
登録料	登録料
登録料支拂料	登録料支拂料
K.センチメートル	

(注) 本欄部の左側には、決算五十箇条第三項を踏まえた住所又は連絡係の長が定める名称を記載すること。

第三号様式（第三十六条関係）

(表記)	
性別	性別
年齢	年齢
登録番号	登録番号
登録料	登録料
登録料支拂料	登録料支拂料
K.センチメートル	

(注) 本欄部の左側には、決算五十箇条第三項を踏まえた住所又は連絡係の長が定める名称を記載すること。

第四号様式（第三十七条関係）

(表記)	
性別	性別
年齢	年齢
登録番号	登録番号
登録料	登録料
登録料支拂料	登録料支拂料
K.センチメートル	

(注) 本欄部の左側には、決算三十条を踏まえた住所又は連絡係の長が定める名称を記載すること。